令和3年余市町議会第2回定例会会議録(第3号)

開 議 午前10時00分 閉 会 午前11時46分

〇招 集 年 月 日

令和3年6月21日(月曜日)

〇招集の場所

余市町議事堂

〇開 議

令和3年6月23日(水曜日)午前10時

O出 席 議 員 (17名)

余市町議会議長 3番 中 井 寿夫 余市町議会副議長 土 屋 美奈子 17番 余市町議会議員 野 呂 栄 1番 豊 IJ 2番 吉 田 IJ 4番 藤 野 博 5番 内 海 博 IJ 庄 IJ 6番 巖 龍 白 Ш 栄美子 IJ 8番 IJ 9番 寺 田 進 10番 彫 谷 吉 英 茅 根 英 昭 IJ 11番 藤 IJ 12番 近 徹 哉 IJ 13番 安 久 莊一郎 14番 大 物 翔 IJ IJ 15番 中 谷 栄 利 IJ 16番 本 正 行 Щ

岸

本 好

18番

〇欠 席 議 員 (0名)

IJ

〇出 席 者

余 市 町 長 藤 啓 輔 副 町 長 細 Щ 俊 樹 務 哉 総 部 長 須 貝 達 務 課 総 長 増 田 豊 実 亨 部 企 画 政 策 課 長 呵 弘 財 政 課 長 髙 橋 伸 明 税 務 課 長 紺 谷 友 之 民 生 成 部 長 上 村 友 中 福 祉 課 長 島 紀 孝 保 豊 険 課 長 中 島 環 対 課 長 成 \blacksquare 文 明 境 策 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚 林 水 産 課 長 奈 良 論 商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平 設 道 部 千 葉 建 水 長 雅 樹 まちづくり計画課長 庄 木 淳

〇事務局職員出席者

事 務 局 生 広 長 羽 満 主 枝 村 潤 幹 書 林 記 小 宥 斗

〇議 事 日 程

第 1 議案第 3号 職員の服務の宣誓に 関する条例等の一部を改正する条例 案

第 2 議案第 4号 余市町手数料徴収条

且

例の一部を改正する条例案

- 第 3 議案第 5号 余市町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例案
- 第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 3号 株式会社北後志第一 清掃公社の第44期(令和2年度) 経営状況の報告について
- 第 6 報告第 4号 株式会社余市振興公 社の第30期(令和2年度)経営状 況の報告について
- 第 7 報告第 5号 株式会社まほろば宅 地管理公社の第10期(令和2年度) 経営状況の報告について
- 第 8 発議案第1号 余市町議会会議規則 の一部を改正する規則案
- 第 9 意見案第1号 林業・木材産業の成 長産業化に向けた施策の充実・強化 を求める要望意見書
- 第10 意見案第2号 新型コロナウイルス 感染症対策と地方財政の充実・強化 に関する要望意見書
- 第11 意見案第3号 北海道最低賃金改正 等に関する要望意見書
- 第12 意見案第4号 安全・安心の医療・ 介護の実現と国民の命と健康を守る ことを求める要望意見書
- 第13 意見案第5号 コロナ禍による米危 機の改善を求める要望意見書
- 第14 閉会中の継続審査調査申出について

開議 午前10時00分

O議長(中井寿夫君) ただいまから令和3年余 市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

O議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

O8番(白川栄美子君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その 審議経過並びに結果につきまして私からご報告申 し上げます。

委員7名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加 案件についてであります。新たに追加されました 案件は、発議案1件、意見案5件、閉会中の継続 審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、 省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。 日程第8、発議案第1号 余市町議会会議規則 の一部を改正する規則案につきましては、即決に てご審議いただくことに決しました。

日程第9、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第13、意見案第5号 コロナ禍による米危機の改善を求める要望意見書までの意見案5件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第14、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

〇議長(中井寿夫君) 委員長の報告が終わりま

した。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、発議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案1件、意見案5件、閉会中の継 続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、 議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表 のとおりであります。

〇議長(中井寿夫君) 日程第1、議案第3号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する 条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま上程されま した議案第3号 職員の服務の宣誓に関する条例 等の一部を改正する条例案につきまして、その提 案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容でございますが、新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、国においては行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、令和2年7月7日付、総務省自治行政局長名で地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知があったところです。これらを踏まえ、本町においても申請書等における押印は廃止することを原則とし見直しを進めるため、令和3年1月26日付で申請書等の押印見直し方針を策定し、押印の廃止を原則とし見直しを進めており、今般条例で規定されている押印手続を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。 議案第3号 職員の服務の宣誓に関する条例等 の一部を改正する条例案。

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正 する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。職員の服務の宣 誓に関する条例等の一部を改正する条例。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和 26年余市町条例第8号)の一部を次のように改正 する。

様式中「印」を削る。

(余市町固定資産評価審査委員会条例の一部改 正)

第2条 余市町固定審査評価審査委員会条例 (昭和26年余市町条例第28号)の一部を次のよう に改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、 第6項を第5項とする。

第10条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書 を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第11条第5項中「提出者がこれに署名押印し」 を削り、同条第8項中「審理を行った委員及び調 書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第12条第2項中「調査を行った委員及び調書を 作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第14条第2項中「議事に関与した委員及び調書 を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

(余市町火入れに関する条例の一部改正)

第3条 余市町火入れに関する条例(昭和59年 余市町条例第10号)の一部を次のように改正する。 第1号様式中「印」を削る。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。 以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例案の新旧対

照表を添付してございますので、ご高覧賜ります ようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第4号 余 市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇福祉課長(中島紀孝君) ただいま上程されま した議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を 改正する条例案につきまして、提案理由のご説明 を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に

関する法律(令和3年法律第37号)第55条の規定により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、当該交付手数料の徴収者であることが明記され、手数料の徴収事務について同機構から市町村長に委託できる旨が規定されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定が不要となることから、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町手数料徴収条例の一部を改 正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町手数料徴 収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例(平成12年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の13の項を次のように改める。

13 削除

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照 表を添付いたしておりますので、ご高覧賜ります ようお願い申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町手数料徴収条例の 一部を改正する条例案は、原案のとおり可決され ました。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第5号 余 市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年度におきまして国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき国民健康保険税の減免措置を実施いたしたところでございます。令和3年度におきましても国の財政支援の基準が示されたことに伴い国民健康保険税の減免措置を行うため関係部分について所要の改正を行い、併せまして引用法令等の一部改正に伴う文言等の整理を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国の基準に基づき新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入減少等が見込まれる方々を対象とし、保険税の減免措置の対象となる年度及び納期限の対象期間について改正を行うものでございます。また、引用法令であります新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)並びに地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)の一部改正に伴い文言等の整理が生じたことにより併せて改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例を次のとおり制定する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。余市町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条 例第8号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

附則第14項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「定められているもの」の次に「及び令和2年度分の保険税であって、令和2年度末に被保険者の資格を取得したこと等により令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が定められているもの」を加え、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であ

る感染症」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の附則第14項の規定は、令和3年度 分の国民健康保険税及び同項に規定する令和2年 度分の国民健康保険税の減免について適用し、令 和2年度分までの国民健康保険税(同項に規定す る令和2年度分の国民健康保険税を除く。)の減 免については、なお従前の例による。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 大きく分けて2つ伺いたいと思います。

これ法律改正に伴うあれなので、いい、悪いは 特にないのですけれども、1つ目としまして14条 の減免の話だったのですけれども、今回年度替わったということで改正になっているのですけれど も、昨年の減免実績というのは結局どうだったの かなと。ちらっと資料見たら思ったほど額いかな かったなという印象、個人的には思ったのですけ れども、余市町としては状況というのをどういう ふうに解釈していらっしゃるのかなというのをつ いでに聞きたかったのが1つと、あと併せてこの 14条の(1)のところだったのですけれども、今 回どういうものを対象とするのかということを細 かく定めておるわけなのですけれども、ただここ に書かれているコロナの要は病原体というのはベータ型が対象だよというふうに書いてあるわけなのですけれども、今ワクチン接種などどんどん進んでいっているわけですけれども、一方で最近また増え始めているのがベータ型ではなく、デルタ型が増えてきていて、どうも今年の終わりぐらいまでにはほとんどそちらに置き換わってしまうだろうという予測も出ておると。デルタ型に感染をしてしまった場合、その方というのは、これから改正しようとしている条例の中でカバーし切れるものなのか。法律の立てつけの話になるのかもしれないのですけれども、その辺の考え方、ついでに教えていただけたらと思います。

〇保険課長(中島 豊君) 14番、大物議員のご 質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の令和2年度中における昨年度、 令和元年度分と令和2年度分の減免実績とその減 免実績の数を担当課としてはどう捉えているかと いう部分のご質問でございますけれども、まず令 和2年度に減免実績、申請を受付いたしまして、 全てが減免対象となってございます。実績の件数 といたしましては、令和元年度分につきましては 22件、減免額につきましては54万1,900円、令和2 年度分の保険税につきましては件数26件、減免額 につきましては456万6,500円、合計、令和2年度 中の減免として受け付けた減免件数でございます が、48件、減免額として510万8,400円となってご ざいます。減免の実際の内訳等につきましては、 9割方給与収入、日額報酬等頂いている方、また 事業縮小等により収入が前年度と比較して3割以 上減少した方が9割占めてございます。担当課と いたしましては、個人事業主の方からの申請が当 初件数的には多くなるのかなというふうに予想し てございましたが、実際申請受付、また納税にお ける相談等によって減免申請というものを周知し てございましたけれども、実際の件数としては思 ったほど多くはなかったのかなという印象でござ います。

続きまして、2点目の条例改正中の病原体、コロナウイルスの定義の部分につきましては、インフルエンザ対策措置法におきまして令和2年1月に発生した、中国が世界保健機関に報告したコロナウイルスと。今現在日本国内、世界中発生している感染症、これがベータ株、デルタ株、それぞれ大物議員おっしゃった部分ございますけれども、コロナウイルス感染症のくくりとしての位置づけになってございます。そういうことですので、ご理解願いたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第4、報告第2号 繰 越明許費繰越計算書についてを議題といたしま す。 提案理由の説明を求めます。

○財政課長(髙橋伸明君) ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和2年度から令和3年度に 繰り越された事業は、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金事業、戸籍システム改修 事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業、橋りょう補修整備事業でございます。当該 事業につきましては、地方自治法第213条の規定に 基づき令和2年度余市町一般会計補正予算(第 11号)におきまして繰越明許費の議決をいただき、 財源をつけて令和3年度に繰り越したところでご ざいます。このたび5月末日をもちまして繰越計 算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行 令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承 認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について。 令和2年度余市町一般会計補正予算(第11号) の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越し たので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に より報告する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。令和2年度余市 町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、金額2億6,371万3,000円、翌年度繰越額2億6,371万3,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金2億6,337万2,000円、一般財源34万1,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、 戸籍システム改修事業、金額642万4,000円、翌年 度繰越額642万4,000円、左の財源内訳、未収入特 定財源、国道支出金642万4,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コ

ロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額7,883万円、翌年度繰越額7,819万4,402円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金5,019万4,402円、その他2,800万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、橋 りょう補修整備事業、金額1億120万円、翌年度繰 越額1億120万円、左の財源内訳、未収入特定財源、 国道支出金5,779万円、地方債2,730万円、一般財 源1,611万円。

合計、金額 4 億5,016万7,000円、翌年度繰越額 4 億4,953万1,402円、左の財源内訳、未収入特定 財源、国道支出金 3 億7,778万402円、地方債 2,730万円、その他2,800万円、一般財源1,645万 1,000円。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 繰越明許費繰越計算書に ついては、報告のとおり承認することに決しまし た。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第3号 株式会社北後志第一清掃公社の第44期(令和2年度)経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長(成田文明君) ただいま上程されました報告第3号 株式会社北後志第一清掃公社の第44期(令和2年度)経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一 清掃公社の第44期における経営状況について、地 方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報 告申し上げるものでございます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社北後志第一清掃公社の第 44期(令和2年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第44期(令和2年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第44期経営状況報告書並びに第45期事業 計画につきましては別添のとおりでございますの で、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げます。 **○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 確認と見通しについてだったのですけれども、大変大切な存在であるのですけれども、一方で人口の絶対数がだんだんと減っていくわけではないですか、今後というのは。そうすると、そもそもごみを出す量そのものが必然的に減っていくと。今は特に大きな問題にはなっていないかとは思うのですけれども、結局収集量そのものが落ち続けていけば、でも人件費がそれほど変わるわけでもない、設備費もそれほど変わらないだろうとするならば、どこかの時点でだんだん経営が苦しくなっていく部分が、もう少ししたら出てくるのではないかなということも想像するのですけれども、そういったこと見据えて今から何か対策というのは取られようとしているのでしょうか。

○環境対策課長(成田文明君) 14番、大物議員 のご質問にご答弁申し上げます。

人口の減少に伴いまして今後ごみは減るというまずご指摘をいただきました。現在まさしく人口は減少しておりまして、総体的なごみの量も、若干ではございますが、減少傾向でございます。そういった中、今後の経営が難しくなる、それに対する町の考え方と検討ということなのですけれども、現在公社の中でも職場内でいろいろ研究といいますか、研修といいますか、そういう部分でチームワークの強化、それとスキルをアップすることによって今後迎えるであろう経営難に対しても取り組んでいくということで伺っておりまして、町といたしましてもそれにつきまして応援させていただきたいというふうに考えているところでございます。

〇議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社北後志第一清掃 公社の第44期(令和2年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第6、報告第4号 株式会社余市振興公社の第30期(令和2年度)経営 状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇商工観光課長(橋端良平君) ただいま上程されました報告第4号 株式会社余市振興公社の第30期(令和2年度)経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社余市振 興公社につきましては、令和3年3月31日付をもって解散し、現在は全ての事業活動を停止し、清 算人による清算業務が進められているところでは ございますが、最終事業年度となりました第30期 (令和2年度)における経営状況について、地方 自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告 申し上げるものでございます。

以下、報告第4号を朗読申し上げます。

報告第4号 株式会社余市振興公社の第30期 (令和2年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社余市振興公社の第30期(令和2年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 なお、第30期経営状況報告書につきましては別 添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと 存じます。

以上、報告第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番(大物 翔君) 今説明の中にもありましたけれども、一応業として事業やっていた最後の年度の決算書ということで今説明いただきまして、現在清算作業中というわけなのですけれども、2つ大きく聞きます。

1つ目は、足かけ30年これをやってきたわけで すけれども、一般的に言えば役割を終えたという 言い方になるのかもしれないけれども、ただこの 団体が存在して活動をし続けたことによって創り 出すことができたいい面というのは結局何であっ たか。あるいは、どうしてもやりたかったけれど も、できなくて、これは今後いろいろな民間の会 社だとか団体だとかが形を変えて引き継いでいっ て、また発展させていかなければいけない分野だ と、そういうこれからの分野というものをどのよ うに認識されているのかというのが1つ目でござ いまして、もう一つは今清算作業中でございます けれども、先日も設備の売却に関する情報出てい たかと思うのですけれども、いずれかの段階でそ ういう財産の現金化というものが全部完了して、 最終的に現金が残ると思うのです。これの財産の 最終処分というのはどういうふうになっていくという見通しなのかなと。例えば町に全部寄附して終わるのか、あるいは出資配分に応じて株主さんに全部返していくのか、その辺どうなっているのかなと。

あと、そういう最終配分を行った際に、これ関連しているのですけれども、財産の移転をしますと基本的には税金が発生します。この場合、多分一般の株式でいえば売却税的なものになるとは思うのですけれども、ただ一方でこれ公社という立場もあるものですから、公社の場合普通に存続していてやっている場合はたしか配当金って非課税だったような気がするのですけれども、仮に財産を出資者に戻すとなった場合は、財産を返してもらった方々というのはこの分では課税対象になるのかならないのかというのも一応確認だけしておきたいと思います。

〇商工観光課長(橋端良平君) 14番、大物議員 のご質問でございます。足かけ30年の役割、そし て今後の目指すものといった趣旨のご質問かと思 いますけれども、まずこの余市振興公社につきま しては余市町の物流対策ですとか販路拡大、そし て観光プロモーションという役割を担って誕生し た会社でございます。その後時代が変わって、同 じような観光プロモーション的な役割を持つ団体 ができてきたこと等々踏まえまして、役割を終え たという言い方は乱暴かもしれませんけれども、 それをバトンタッチするような形に今年度からな ってございます。ですので、物流対策、余市町の 特産品の販売、PR、観光プロモーションも含め てこれは新しい、これからも進めていくものであ りますので、それにつきましては違う主体のほう にその役割を期待したいというふうに考えてござ います。

あと、清算後の財産を現金化して、配分に関するご質問かと思いますけれども、これにつきましては株主がおりますので、余市も含めて。株主の

持分に応じて配分されていくというふうに考えて ございます。

そして、税金というお話ありましたけれども、 私ちょっと承知していないところもあるのですけれども、あくまでも会社の解散、清算に伴う分配 でございますので、決して売却ではないというふうに考えてございますので、その後受け取った株主の方がみなし配当を受けて、それが課税対象となるかならないかということにつきましては私承知しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

O2番(吉田 豊君) 公社のことなので、中までは入ってはいきませんけれども、損益計算書に退職金870万円か、計上しているけれども、退職された方は何名で、いつ退職したのか。もし分からなければ分からないで結構ですけれども、お聞きしたいと思います。

○商工観光課長(橋端良平君) 2番、吉田議員 のご質問でございます。退職金に関するご質問で ございますが、会社の解散に伴いまして全ての従 業員、令和3年3月31日付での退職でございます。 その段階での社員数でございますけれども、11名 というふうに伺ってございます。

O2番(吉田 豊君) 3月31日退職で、3月31日に退職金払ったということではないでしょう。その日退職して、その日のうちに退職金払うという、そういう会社というのはないのではないかな。例えば公務員であれば3月31日に退職すれば退職金は1か月、2か月後になるでしょう。だけれども、公務員の場合は出納閉鎖期間があるから、その中で恐らく払っているということなのだ。だから、3月31日で退職するということなれば、貸借対照表のところに未払い金と載ってくるので、計算して。今の3月31日に、実際問題本当に払っているというのならすごい会社だと思うのだ。だから、貸借対照表のところに未払い金と載ってくるのが正常な形でないのかな。今の答弁聞いていれば、

退職金について簿外管理をしているという、そういういわゆる一般的に不適正な会計処理であったと思われてもこれ仕方がないような形になってくる。だから、退職の月日がもっと前でないのかな。それとも、全部事前に計算して、全部そこで処理したということであるのであれば、いわゆる報告書の中にきちんとそれ書いてもらわないとちょっとまずいのではないかなと思うのだけれども、その辺どうだ。

〇商工観光課長(橋端良平君) 2番、吉田議員 の再度のご質問でございます。ご指摘については 重く受け止めておりまして、例年でありましたら 例えば3月分の従業員の給与につきましては未払 い金に計上しております。ただ、このたびの会社 解散、清算に当たりましては全て従業員に対して 労働債務は支払いましょうというようなことで整 理したというふうに聞いてございます。と申しま すのは、この会社が解散することに伴いまして従 業員が解雇となることにつきましては整理解雇と いうことになるということで、その中で従業員に 対する適法かつ誠実な対応がなされて、整理解雇 に従業員が納得している必要があるというような ことを会社としては検討したというふうに聞いて おります。ですので、解散決定してから実際に解 散するまでの間に一定の時間がありましたもので すから、その中で会社の経営者と従業員の中で労 使協議が行われまして、その中で労働債務、3月 分の賃金、そして退職金につきましても3月31日 をもって、実際に振り込まれた日付は別といたし まして、3月中に支払いをするという合意がなさ れたというふうに聞いております。

O2番(吉田 豊君) 今の答弁聞いていれば、 私はいわゆる退職された方がどうだこうだとかと いうことを言っているわけではないわけ。要する に公社であろうが企業であろうがそういういわゆ る帳面をきちんとしていないとまずいのではない の。今の答弁だったら31日にお金下ろしたものだ か、4月になって下ろして全部整理したのを旧年 度だから旧年度のほうみんな持っていって整理し たというふうに聞こえるわけ。そうでないと思う のだ。会計処理の原則というのはきちんとあるわ けだから、例えば余市の水道課の場合、31日まで 処理できなかったものは未払いとか未収とか、そ れ立てて処理するわけだ。それで、後から判明し たときにそれを振り替えてやっているわけだか ら、今の形だったら会計処理の仕方はちょっと不 透明なところあるのではないかなと思っているの です。それなぜそういうふうに聞いているかとい えば、ほかにも公社があって、第一清掃公社もま ほろばもそうです。そこに役場の職員も行ってい るわけだから、全てのそこに行っている方々がや っぱりそこの中の少なくても処理の仕方と、そう いうものをきちんと把握していないと非常にうま くないと思っています。

それで、今のこの資料の中の一番最後に資料が ついている。売上げ原価という資料ついているの だけれども、そこに現金預金と書いて、銀行のと ころ書いているのだけれども、例えば流動資産を 表すときに現金預金なんか貸借対照表に書かさっ ているわけだから、それはただ現金預金はどこの 銀行に何ぼある、どこの銀行に何ぼあるだけで、 それを貸借対照表に表さっているのなら、そこで 一番大事なのは自分のところの会社で持っている 本当の現金、手持ちの現金と売掛金と未収金が大 事なのだ。預金している現金はそれみんな分かっ ていることだから、それが大事だということは何 かといえば、売掛金は回収できないと貸倒れ損失 出てくるわけだ。未収金も取れなければ欠損処分 をしなければならない部分が出てくるから、そう いうことからいったら資料の形というのは果たし てこれでいいのかなと、そういうふうに思わざる を得ないわけ。これは最後の恐らくあれになって しまうから、あとは清算になってしまうから、そ ういうところでちょっと最後に問題が残っている

のではないかなと、そういうふうに思っております。

〇経済部長(渡辺郁尚君) 2番、吉田議員から のご指摘に関して私のほうから答弁を差し上げた いと存じます。

先ほど課長からもご答弁申し上げましたが、従 業員に対する退職金につきましては経営サイド、 経営陣、取締役のほうから現場の引継ぎ、事実上 3月31日をもっての公社の解散ということでござ いますが、この従業員につきましては4月1日か ら公社の担ってきた業務を引き継ぐ形となった余 市観光協会のほうに、1名の退職者は出ましたが、 1名以外は全て再就職という形で雇用の確保とい うことでなってございます。その中でこの公社を 退職する従業員に対しましては退職金という形で 支出ということで、解散前の取締役会等でそうい った部分の議題にもなってございます。その中で この損益計算、貸借対照の会計上の処理の部分、 議員ご指摘のとおり、なかなかちょっと分かりづ らいというか、親切ではない部分があったのでご ざいますが、現実問題として3月31日の中で各従 業員に最後、業務が終わった段階で退職金を支出 したというふうに伺っております。この会計の部 分、この振興公社の部分は解散して、今現在清算 業務ではございますが、同じく業務を引き継いだ 観光協会のほうも指定管理者ということでエルラ プラザの管理もしてございます。そういった部分 の会計の処理も含めて今後より一層注意しなが ら、また適正な会計処理、こういった資料の提出 の仕方、そこもちょっと研究させていただいて、 分かりやすい行政としての指導、報告をさせてい ただきたいと考えてございますので、ご理解を願 いたいと思います。

O議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 株式会社余市振興公社の 第30期(令和2年度)経営状況の報告については、 報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、報告第5号 株式会社まほろば宅地管理公社の第10期(令和2年度)経営状況の報告についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

Oまちづくり計画課長(庄木淳一君) ただいま 上程されました報告第5号 株式会社まほろば宅 地管理公社の第10期(令和2年度)経営状況の報 告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第10期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第5号を朗読申し上げます。

報告第5号 株式会社まほろば宅地管理公社の 第10期(令和2年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第10期(令和2年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を

添付し報告する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。 なお、第10期経営状況報告書並びに第11期経営 計画につきましては別添のとおりでございますの で、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

O14番 (大物 翔君) 3月の予算委員会の際に も聞いたのですけれども、1つ目としては、一応 決算書という形で上がってきたので、改めて聞く のですけれども、残っている区画はあと何ぼであ るかということが1つ目で、2つ目としては3ペ ージの貸借対照表のほうの資産の部のほうに約1 億2,000万円という価格で商品というものが掲載 されております。この団体の性質上、商品といっ たら当然土地なわけでございますけれども、恐ら くこの金額というものは土地を取得した際の取得 価格のまま多分載っていると思うのです。とすれ ば、当然やり始めたときよりは残念ながら地価は 下がっているはずなのです。とすると、売った瞬 間基本的には赤字が発生するはずなのです。人件 費だとか、そういうものを考えないで、純粋に土 地が譲渡されることによって、販売されることに よって出る資産上の損失とでもいうのでしょう か。結局何区画残っているかこれから答えていた だきますけれども、これを全部例えば今年度中に 売り切ったりということができたりした場合、結 局評価損というのは幾らになっているのかなと。 それは、いわゆる含み損状態で抱えているから、 売却が成立するまでは当然計算上はこのままでい けるのだけれども、売った瞬間要はその分どこか で補填しないと貸借のバランス崩れてしまうわけ だから、その総額って結局幾らになるのかなとい うのが2つ目と、あと3つ目としては時価会計がいいか悪いかは別なのだけれども、基本的に土地を、財産を売った場合、評価損だとかが確定した場合って引当金計上とかってしたりする場合が多いのではないかなと思うのですけれども、そういう記載は、ちょっと私が見つけれていないだけなのかもしれないけれども、見受けられないのですけれども、その辺の処理ってどうなっているのかなというのを改めて教えてください。

○まちづくり計画課長(庄木淳一君) 14番、大 物議員のご質問に答弁申し上げます。

まほろば宅地管理公社が令和2年度末現在で保有しております区画につきましては、一般販売用が11区画、公共施設用が16区画、合わせて27区画となってございます。

2点目の貸借対照表の1億2,000万円、取得時の 価格かという部分でございますが、まさに議員お っしゃるとおり、取得時の価格でございます。

3点目の財産上の経理の状況という部分ですが、従前どおり報告させていただいておりますが、 適正に処理されていると判断してございますので、ご理解賜りたいと存じます。

O14番(大物 翔君) 結局含み損は何ぼになっているのでしょうか。取得価格なのは今答えていただいたから、分かるのだけれども、では今の地価にこれ置き換えた場合に幾らなのですか。

○まちづくり計画課長(庄木淳一君) 14番、大 物議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

先ほど私のほうでちょっと答弁漏れがあった取得時と現在価格との差額という部分でございますが、ご案内のとおり、地価の下落という部分が続いております。一応販売目標といたしましては、取得時の70%程度で何とか売れるというふうに考えております。ただ、議員ご指摘のとおり、現在の評価額に応じた取得時の数値を換算しているかという部分については、全区画数換算はございません。

O14番(大物 翔君) 町のほうから補助を入れ たり、いろいろな形で調整は当然取っているから、 会計上おかしなことにはきっとならないとは思っ ているのだけれども、何でこんなことわざわざ聞 くのだというと、あと27区画までやっと来たと。 これすごく努力したからだともちろん思うのです けれども、ただ一番最後に全部清算かけるときに どこからお金持ってくるのだという話にやっぱり なってきてしまうと思うのです。当然これを完了 させるまでは、いろいろな形でお金は出し続けな ければならない。では、それは一体幾らぐらいに 上ってしまうのか。それが最終確定するまでは何 らかの形でもちろん財政としても面倒見ていかな ければいけない部分が出てしまうわけだから、そ の辺というのはできるだけはっきりさせておいた ほうがいいのではないかなと思ったものですか ら、問うたのですけれども、その辺どうでしょう。 〇まちづくり計画課長(庄木淳一君) 14番、大 物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと 思います。

最終時、公社が保有している区画を全て売却し た場合のご心配をされてくれているというふうに 考えております。基本的には余市町も出資してお りますが、取得時の価格でご購入される方に取得 していただくことが一番好ましいという状況であ ります。また、大物議員、常々まほろば地区を中 心としたまちづくりという部分も訴えられていら っしゃると思うのですが、そういった意味では一 刻も早く保留地の売却という部分にも公社として も取り組んでいかなければならない。そういった 中で当然いわゆる販売損という部分、そういう部 分が現時点での相手との交渉の中で取得時との差 額、それは町として補填ということも引き続き考 えていかなければならないのかなと考えておりま す。なので、最終的に販売損どのくらいという部 分につきましては一区画、一区画の販売の状況等 々、条件によって異なるものですから、現段階で 幾らとお示しすることはできないので、ご理解賜 りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 株式会社まほろば宅地管理公社の第10期(令和2年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第8、発議案第1号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O8番(白川栄美子君) ただいま上程になりました発議案第1号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました会議規則の一部 改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をは じめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環 として、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定し、また請願者の利便性の向上を図るため議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直すものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されており ますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号についてその内容のご説明を申し上げましたので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わり ました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり可決され

〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第10、意見案第2号 新型コロナウイルス感染症対策と地方財政の充実・強化に関する要望意見書の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第10を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長 産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意 見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 新型コロナウイルス感

染症対策と地方財政の充実・強化に関する要望意 見書は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 次に、日程第11、意見案 第3号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見 書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 次に、日程第12、意見案 第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民の 命と健康を守ることを求める要望意見書を議題と いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ただいまの採決については、起立者の多少の認 定が困難です。したがって、会議規則第80条第2 項の規定により、本案については投票により採決 いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について可とするものは賛成、否とするも のは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に 6番、庄議員、13番、安久議員、18番、岸本議員 を指名いたします。

3議員の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符 合いたします。

うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成8票、反対8票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条の規定により、 議長が本案に対する可否を裁決いたします。

意見案第4号 安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守ることを求める要望意見書

については、議長は否決と裁決いたします。

O議長(中井寿夫君) 次に、日程第13、意見案 第5号 コロナ禍による米危機の改善を求める要 望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ただいまの採決については、起立者の多少の認 定が困難です。したがって、会議規則第80条第2 項の規定により、本案については投票により採決 いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16名です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について可とするものは賛成、否とするも のは反対と記載願います。

1番、野呂議員より議席順に順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に 4番、藤野議員、8番、白川議員、15番、中谷議 員を指名いたします。

3議員の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符 合いたします。

うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成8票、反対8票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条の規定により、 議長が本案に対する可否を裁決いたします。

意見案第5号 コロナ禍による米危機の改善を

求める要望意見書については、議長は否決と裁決いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第14、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、 閉会中の継続審査調査に付することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継 続審査調査に付することに決しました。

O議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第2回定例会 を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、 その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	3番	中	井	寿	夫
余市町議会議員	6番	庄		巖	龍
余市町議会議員	8番	白	JII	栄 美	子
余市町議会議員	9番	寺	田		進